

令和2年3月湖西市議会定例会

# 議 案 書

# 議案一覧表

(令和2年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について
議案第 3 号	湖西市犯罪被害者等支援条例制定について
議案第 4 号	湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 号	湖西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 6 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 8 号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号	湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市家庭児童相談員設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 13 号	市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 14 号	静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
議案第 15 号	市道の路線の認定について
議案第 16 号	市道の路線の変更について
議案第 17 号	令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 18 号	令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 19 号	令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 20 号	令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 21 号	令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 22 号	令和 2 年度湖西市一般会計予算
議案第 23 号	令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 24 号	令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 25 号	令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 26 号	令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計予算
議案第 27 号	令和 2 年度湖西市水道事業会計予算
議案第 28 号	令和 2 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

14 番 荻野利明

15 番 馬場衛

令和 2 年 2 月 19 日

湖西市議会議長 加藤弘己

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 34 日間とする。

令和 2 年 2 月 19 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 1 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 佐 原 弘 恭

## 議案第 2 号

### 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例制定について

湖西市児童手当支給条例（昭和 45 年湖西市条例第 5 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市児童手当支給条例を廃止する条例

湖西市児童手当支給条例（昭和 45 年湖西市条例第 5 号）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に廃止前の湖西市児童手当支給条例第 4 条の認定の請求をした者に対する令和 2 年 6 月分までの児童手当の支給については、なお従前の例による。

## 議案第 3 号

# 湖西市犯罪被害者等支援条例制定について

湖西市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

## 湖西市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。）をいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。



(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、再被害（犯罪被害者等が犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。）及び二次的被害（犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。）を防ぐため並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないようにするため犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮のうえ、市及び関係機関等が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援について協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第6条 市長は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報提供)

第7条 市長は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項の窓口において、犯罪被害者等の相談を受け付け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市長は、犯罪被害者等である市民に対し、犯罪等による被害の程度に応じた見舞金を支給する。

(見舞金の支給制限)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には同条の見舞金は支給しない。

- (1) 犯罪被害者等が不法な目的をもって犯罪等による被害を受けた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者の関係その他犯罪等による被害が発生した総合的な事情から、見舞金を支給することが適切でないとき市長が認める場合

(見舞金の返還)

第 10 条 市長は、見舞金の支給を受けた者が虚偽若しくは不正な手段により見舞金の支給を受けていたとき又は見舞金の支給後に前条各号に該当することが判明したときは、当該見舞金の返還を命じるものとする。

(日常生活の支援)

第 11 条 市長は、犯罪被害者等である市民が平穏な生活を取り戻すために必要と認める支援を行うものとする。

(居住の安定)

第 12 条 市長は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(理解の促進)

第 13 条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 4 号

# 湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年湖西市条例第 53 号）及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（昭和 38 年湖西市条例第 17 号）を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

# 湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

（湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第 1 条 湖西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年湖西市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条中「市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子計算組織」を「情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織」に、「行うことができるよ

うにするための共通する」を「市の機関等に係る手続等を行うために必要となる」に、「を図るとともに、行政運営」を「並びに行政運営」に、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第 2 条第 3 号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第 8 号中「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に、「申請等をする者又は処分通知等を受ける者」を「その手続等の相手方」に改める。

第 7 条を削る。

第 6 条第 1 項中「市の機関等は、作成」を「作成」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「第 1 項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「市の機関等は、縦覧」を「縦覧」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第 6 条とする。

第 4 条の見出し中「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に改め、同条第 1 項中「市の機関等は、処分通知」を「処分通知」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「電子計算組織を使用して」を「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法に

より受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第 4 条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の 1 項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）」とする。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条の見出し中「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に改め、同条第 1 項中「市の機関等は、申請」を「申請」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「電子計算組織を使用して行わせる」を「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、

「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 9 条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは「行われた申請等（第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）」とする。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（情報システムの整備等）

第 3 条 市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市の機関等は、第 1 項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「市の機関等が電子計算組織を使用して行わせ、又は」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条の次に次の 3 条を加える。

(適用除外)

第 8 条 次に掲げる手続等については、第 4 条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は前条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第 9 条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条の政令で定める書面であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ同条の政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第 10 条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じるよう努めなければならない。

(湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 湖西市固定資産評価審査委員会条例（昭和 38 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 5 号

### 湖西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市監査委員に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

湖西市監査委員に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 199 条第 5 項及び」を「第 199 条第 2 項若しくは第 5 項又は」に改める。

第 4 条中「、監査しよう」を「監査をしよう」に改める。

第 6 条中「及び」を「若しくは」に改め、「監査又は」の次に「法」を加え、「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。

第 7 条中「第 235 条第 2 第 1 項」を「第 235 条の 2 第 1 項」に改める。

第 8 条中「、第 241 条第 5 項及び」を「及び第 241 条第 5 項並びに」に改める。

第 10 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「規定するものを除く」を「定めるものの」に、「、監査委員」を「監査委員」に改め、「協議して」の次に「、監査専門委員の設置について必要な事項は代表監査委員が代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて」を加え、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「湖西市公告式条例（昭和 30 年湖西市条例第 2 号）の規定に準じて」を「市長の行う告示及び公表の例により」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（監査専門委員）

- 第 9 条 法第 200 条の 2 の規定に基づき、専門性の高い事務に対応するため、必要に応じ、監査委員に湖西市監査専門委員（以下「監査専門委員」という。）を置く。
- 2 監査専門委員の報酬及び費用弁償については、湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の定めるところによる。
  - 3 監査専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項の次に次のように加える。

監査専門委員	日額 20,000 円を超えない範囲内で代表監査委員の意見を聴いて市長が定める額。月額又は年額とすることができる。
--------	---

## 議案第 6 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 第 1 項中「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「23,000 円」を「27,000 円」に、「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改める。

別表第 3 行政職給料表(1)の表 1 級の項中 7 の次に次のように加える。

8 保育教諭の職務

別表第 3 行政職給料表(1)の表 2 級の項中 6 の次に次のように加える。

7 高度な知識又は経験を有する保育教諭の職務

別表第 3 行政職給料表(1)の表 3 級の項中 6 の次に次のように加える。

7 主任保育教諭の職務

別表第3行政職給料表(1)の表4級の項中3の次に次のように加える。

4 高度な知識又は経験を有する主任保育教諭の職務

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の湖西市職員の給与に関する条例第10条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この条例による改正後の湖西市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から改正後の条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第 7 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく認定申請の項中「ロ(2)」を「(3)並びにロ(2)及び(3)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 8 号

### 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 湖西市条例第 号

### 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を削り、同条第 6 号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成 24 年法律第 65 号）」を加え、「いい、保育認定子どもを除く」を「いう」に、「前号の」を「同法第 7 条第 4 項に規定する」に、「及び同号の」を「及び児童福祉法第 59 条の 2 に規定する」に、「かつ、同号の」を「かつ、子ども・子育て支援法第 7 条第 5 項に規定する」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 3 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

別表緊急一時預かりの部を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第 9 号

### 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市立認定こども園条例(令和元年湖西市条例第 40 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 湖西市条例第 号

### 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例

湖西市立認定こども園条例(令和元年湖西市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改める。

第 6 条第 5 項中「第 2 項から前項まで」を「前 3 項」に改める。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「若しくは一時預かり(幼稚園型)保育料」を「、一時預かり(幼稚園型)保育料若しくは一時預かり(一般型)保育料」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(一時預かり(一般型)保育料)

第 7 条 市立認定こども園において、一時預かり(一般型)(児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)を行うものとし、一時預



かり（一般型）保育料（一時預かり（一般型）を利用した場合に係る利用料をいう。次条において同じ。）の額は、次に定める額とする。

(1) 3歳未満の児童1人につき日額1,800円

(2) 3歳以上の児童1人につき日額1,250円

- 2 前項各号に掲げる年齢は、一時預かり（一般型）を実施した日の属する年度の初日の前日における年齢とする。
- 3 前条第5項第1号及び第2号に掲げる者その他一時預かり（一般型）を利用させることが適当でないと一時預かり（一般型）を実施する市立認定こども園の園長が認めた者は、一時預かり（一般型）の対象としない。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第 10 号

### 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年湖西市条例第 23 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 湖西市条例第 号

### 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年湖西市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「5 年」を「10 年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 11 号

### 湖西市家庭児童相談員設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭児童相談員設置条例（昭和 47 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市家庭児童相談員設置条例の一部を改正する条例

湖西市家庭児童相談員設置条例（昭和 47 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「し市長が委嘱」を削る。

第 2 条中「湖西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）」を「湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 12 号

### 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市営住宅管理条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅管理条例（平成 9 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「者」を「もの」に改める。

第 34 条第 1 項中「当該他の」を「当該」に改める。

第 41 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 13 号

### 市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

市立湖西病院使用料及び手数料条例（平成 22 年湖西市条例第 31 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立湖西病院使用料及び手数料条例（平成 22 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 入院患者は、毎月末日までの療養費等を請求の日から 5 日以内（退院する者にあつては、退院する日までの療養費等を退院の際）に納付するものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 14 号

### 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって静岡県市町総合事務組合から浅羽地域湛水防除施設組合が脱退するとともに、静岡県市町総合事務組合同約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

### 静岡県市町総合事務組合同約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合同約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、浅羽地域湛水防除施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 15 号

### 市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
川岸北浦線	湖西市大知波 字川岸	湖西市利木 字北浦	

## 議案第 16 号

### 市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	新旧別	起 点	終 点	重要な経過地
疣沢 1 号線	旧	湖西市太田 字疣沢	湖西市大知波 字山脇	
	新	湖西市太田 字疣沢	湖西市太田 字疣沢	



## 議案第 17 号

### 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,145 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,676,021 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,346,200	53,053	11,399,253
	2 固定資産税	5,711,214	53,053	5,764,267
14	国庫支出金	2,503,195	△159,812	2,343,383
	1 国庫負担金	1,773,861	4,878	1,778,739
	2 国庫補助金	697,159	△165,185	531,974
	3 委託金	32,175	495	32,670
15	県支出金	1,185,356	153,249	1,338,605
	1 県負担金	756,354	671	757,025
	2 県補助金	307,992	152,578	460,570
17	寄附金	405,116	1,796	406,912
	1 寄附金	405,116	1,796	406,912
18	繰入金	1,251,318	△450,000	801,318
	1 基金繰入金	1,204,430	△450,000	754,430
20	諸収入	372,061	454,959	827,020
	5 収益事業収入	137,730	460,000	597,730
	6 雑入	217,352	△5,041	212,311
21	市債	1,353,000	5,900	1,358,900
	1 市債	1,353,000	5,900	1,358,900
	歳 入 合 計	21,616,876	59,145	21,676,021

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	186,475	180	186,655
	1 議会費	186,475	180	186,655
2	総務費	2,383,614	138,147	2,521,761
	1 総務管理費	1,849,411	138,108	1,987,519
	4 選挙費	84,335	39	84,374
3	民生費	6,412,867	15,903	6,428,770
	1 社会福祉費	3,098,508	7,567	3,106,075
	2 児童福祉費	2,982,189	8,336	2,990,525
4	衛生費	3,107,528	△5,738	3,101,790
	1 保健衛生費	629,962	930	630,892
	2 清掃費	1,503,661	△5,168	1,498,493
	3 環境対策費	27,987	△1,500	26,487
6	農林水産業費	197,695	9,505	207,200
	1 農業費	187,289	9,505	196,794
8	土木費	3,136,615	△88,590	3,048,025
	2 道路橋梁費	817,252	△8,000	809,252
	4 都市計画費	2,069,380	△58,790	2,010,590
	5 住宅費	103,263	△6,000	97,263
	7 港湾費	18,795	△15,800	2,995
9	消防費	1,154,005	△1,041	1,152,964
	1 消防費	1,154,005	△1,041	1,152,964
10	教育費	2,355,595	△9,221	2,346,374
	1 教育総務費	478,299	2	478,301
	2 小学校費	188,452	2,072	190,524
	3 中学校費	224,047	748	224,795
	4 幼稚園費	753,658	△1,743	751,915

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 社会教育費	千円 424,131	千円 △10,300	千円 413,831
歳出合計		21,616,876	59,145	21,676,021

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者健康診査受診券作成業務	令和元年度～令和2年度	522
風しんの追加的対策事業受診券作成業務	令和元年度～令和2年度	363
がん検診受診券作成業務	令和元年度～令和2年度	1,469
公共施設清掃業務	令和元年度～令和2年度	32,756
通信指令装置保守点検業務	令和元年度～令和2年度	19,468

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の 目 的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
土地改良 整備事業	22,500	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	9,000	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。
港湾事業	4,500			0			
幼稚園整 備事業	36,500			35,200			
新居関跡 保存整備 事業	57,400			82,600			

第4表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設管理運営事業	24,000
8 土木費	2 道路橋梁費	新所原笠子線道路改良事業	14,060
		国道301号関連道路整備事業	2,931
		上ノ原藤ヶ池線(跨線橋)道路改良事業	8,000
	4 都市計画費	鷺津駅谷上線整備事業	130,793
		組合土地区画整理事業	593,753
10 教育費	4 幼稚園費	岡崎幼稚園園舎耐震補強事業	13,491

## 議案第 18 号

# 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,412 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,692,948 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	442,375	△133,412	308,963
	1 他会計繰入金	312,375	△3,412	308,963
	2 基金繰入金	130,000	△130,000	0
7	繰越金	60,360	130,000	190,360
	1 繰越金	60,360	130,000	190,360
	歳入合計	5,696,360	△3,412	5,692,948

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	3,897,917	△3,412	3,894,505
	1 療養諸費	3,425,106	△3,412	3,421,694
	歳出合計	5,696,360	△3,412	5,692,948

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康診査業務	令和元年度～令和2年度	6,378



## 議案第 19 号

### 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,231 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,351,866 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	57	31	88
	1 財産運用収入	57	31	88
8	繰越金	97,021	18,200	115,221
	1 繰越金	97,021	18,200	115,221
	歳 入 合 計	4,333,635	18,231	4,351,866

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	地域支援事業費	264,663	18,200	282,863
	1 地域支援事業費	264,663	18,200	282,863
5	基金積立金	57	31	88
	1 基金積立金	57	31	88
	歳 出 合 計	4,333,635	18,231	4,351,866

## 議案第 20 号

### 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,475 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 679,114 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	553,501	3,000	556,501
	1 保険料	553,501	3,000	556,501
3	繰入金	118,276	2,475	120,751
	1 一般会計繰入金	118,276	2,475	120,751
	歳入合計	673,639	5,475	679,114

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	648,247	5,475	653,722
	1 広域連合納付金	648,247	5,475	653,722
	歳出合計	673,639	5,475	679,114

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和2年度コンピュータシステムリース料	令和元年度～令和7年度	11,226

議案第 21 号

令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和元年度湖西市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,129,427 千円	9,000 千円	1,138,427 千円
第 2 項 営業外費用	59,558 千円	9,000 千円	68,558 千円

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 令和 2 年度湖西市一般会計予算

令和 2 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,710,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 11,200,350
	1 市民税	4,564,033
	2 固定資産税	5,710,575
	3 軽自動車税	185,629
	4 市たばこ税	332,979
	6 都市計画税	407,134
2 地方譲与税		222,500
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	7,500
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		39,000
	1 配当割交付金	39,000
5 株式等譲渡所得割交付金		26,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000
6 法人事業税交付金		120,000
	1 法人事業税交付金	120,000
7 地方消費税交付金		1,400,000
	1 地方消費税交付金	1,400,000
8 ゴルフ場利用税交付金		18,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,000
9 環境性能割交付金		30,000
	2 環境性能割交付金	30,000
10 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000

款	項	金額
		千円
11	地方交付税	140,000
	1 地方交付税	140,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	36,370
	2 負担金	36,370
14	使用料及び手数料	433,588
	1 使用料	297,091
	2 手数料	136,497
15	国庫支出金	2,621,674
	1 国庫負担金	1,897,519
	2 国庫補助金	714,997
	3 委託金	9,158
16	県支出金	1,456,424
	1 県負担金	821,281
	2 県補助金	509,483
	3 委託金	125,660
17	財産収入	254,378
	1 財産運用収入	17,832
	2 財産売却収入	236,546
18	寄附金	360,070
	1 寄附金	360,070
19	繰入金	947,570
	1 基金繰入金	947,556
	2 特別会計繰入金	14
20	繰越金	500,000



款	項	金 額
		千円
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		506,776
	1 延滞金	16,867
	2 市預金利子	41
	4 受託事業収入	302
	5 収益事業収入	241,706
	6 雑入	247,860
22 市債		1,330,300
	1 市債	1,330,300
	歳 入 合 計	21,710,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	187,819
	1 議会費	187,819
2	総務費	2,493,517
	1 総務管理費	1,952,067
	2 徴税費	308,948
	3 戸籍住民基本台帳費	139,858
	4 選挙費	38,731
	5 統計調査費	29,846
	6 監査委員費	24,067
3	民生費	6,593,911
	1 社会福祉費	3,203,294
	2 児童福祉費	3,062,863
	3 生活保護費	327,419
	4 災害救助費	335
4	衛生費	3,259,501
	1 保健衛生費	670,337
	2 清掃費	1,649,685
	3 環境対策費	30,603
	4 病院費	908,876
5	労働費	81,648
	1 労働諸費	81,648
6	農林水産業費	195,795
	1 農業費	182,266
	2 林業費	11,610
	3 水産業費	1,919
7	商工費	611,070

款	項	金額
		千円
	1 商工費	611,070
8	土木費	2,895,023
	1 土木管理費	80,543
	2 道路橋梁費	911,931
	3 河川費	71,824
	4 都市計画費	1,712,747
	5 住宅費	90,590
	7 港湾費	27,388
9	消防費	1,343,591
	1 消防費	1,343,591
10	教育費	2,296,403
	1 教育総務費	518,969
	2 小学校費	229,405
	3 中学校費	200,044
	4 幼稚園費	688,913
	6 社会教育費	372,080
	7 保健体育費	286,992
11	災害復旧費	2,147
	1 農林水産業施設災害復旧費	587
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,699,575
	1 公債費	1,699,575
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		21,710,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度コンピュータシステムリース料 (9件)	令和3年度～令和6年度	172,970
令和2年度事務機器等リース料 (14件)	令和3年度～令和7年度	3,396
令和2年度車両リース料 (6件)	令和3年度～令和8年度	15,681
令和2年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業 (2件)	令和3年度～令和7年度	48,948千 円と諸経費 及び利子相 当額
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設水 質分析	令和2年度～令和3年度	4,507
環境センター基幹的設備改良工事及び長期 包括運営委託	令和3年度～令和25年 度	19,500,000
旧環境センター解体工事施工監理業務	令和3年度	9,900
旧環境センター解体工事	令和3年度	346,471
津波避難施設整備事業	令和3年度	209,920
学校給食施設整備基本計画策定業務	令和3年度	5,091
学校給食業務 (3件)	令和2年度～令和5年度	327,921
こども園給食業務	令和2年度～令和5年度	165,000
警備保障業務	令和3年度～令和6年度	948

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	5,500	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金資 金についで、利率 の見直し後 においては当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、市財 政の都合によ り償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借り 換えること ができる。
斎場整備事業	28,800			
廃棄物処分場整備事業	156,600			
土地改良整備事業	19,100			
道路整備事業	332,400			
河川等整備事業	361,500			
道路整備事業(街路)	35,700			
港湾事業	9,000			
地震対策事業	101,400			
消防車両整備事業	3,800			
急傾斜地対策事業	21,900			
小学校施設維持補修事業	12,900			
中学校施設維持補修事業	13,600			
岡崎幼稚園こども園化事業	228,100			
計	1,330,300			

## 令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,633,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,153,800
	1 国民健康保険税	1,153,800
2	使用料及び手数料	317
	1 手数料	317
4	県支出金	3,969,076
	2 県補助金	3,969,076
5	財産収入	103
	1 財産運用収入	103
6	繰入金	434,103
	1 他会計繰入金	309,103
	2 基金繰入金	125,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	26,401
	1 延滞金	6,700
	2 加算金	2
	3 国民健康保険事業特別会計預金利子	1
	4 雑入	19,698
	歳 入 合 計	5,633,800

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	18,172
	1 総務管理費	10,650
	2 徴税費	7,200
	3 運営協議会費	322
2	保険給付費	3,869,312
	1 療養諸費	3,405,362
	2 高額療養費	440,390
	3 出産育児諸費	18,910
	4 葬祭諸費	4,500
	5 移送費	150
3	国民健康保険事業費納付金	1,621,787
	1 医療給付費分	1,102,547
	2 後期高齢者支援金等分	382,489
	3 介護納付金分	136,751
4	共同事業拠出金	5
	1 共同事業拠出金	5
6	保健事業費	66,740
	1 保健事業費	11,741
	2 特定健康診査等事業費	54,999
7	基金積立金	103
	1 基金積立金	103
8	公債費	40
	1 公債費	40
9	諸支出金	47,641
	1 償還金及び還付加算金	47,640
	2 繰出金	1



款	項	金 額
10 予備費		千円 10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	5,633,800

## 議案第 24 号

### 令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,181,849 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

#### (一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	1,028,632
	1 介護保険料	1,028,632
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	842,617
	1 国庫負担金	675,993
	2 国庫補助金	166,624
4	支払基金交付金	1,074,430
	1 支払基金交付金	1,074,430
5	県支出金	599,197
	1 県負担金	556,693
	3 県補助金	42,504
6	財産収入	57
	1 財産運用収入	57
7	繰入金	613,197
	1 一般会計繰入金	609,272
	2 基金繰入金	3,925
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	23,707
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	23,705
	歳 入 合 計	4,181,849

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	67,670
	1 総務管理費	38,758
	2 介護認定費	28,912
2	介護給付費	3,810,376
	1 介護サービス等諸費	3,810,376
4	地域支援事業費	292,411
	1 地域支援事業費	292,411
5	基金積立金	57
	1 基金積立金	57
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,181,849

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度コンピュータシステムリース料 (1件)	令和3年度～令和7年度	7,681

議案第 25 号

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 713,784 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 586,446
	1 保険料	586,446
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		126,275
	1 一般会計繰入金	126,275
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,052
	1 延滞金	1
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050
	3 預金利子	1
歳入合計		713,784

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,129
	1 総務管理費	24,299
	2 徴收費	1,830
2 広域連合納付金		686,593
	1 広域連合納付金	686,593
3 諸支出金		1,062
	1 償還金及び還付加算金	1,050
	2 繰出金	12
歳 出 合 計		713,784

## 議案第 26 号

# 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計予算

### (総則)

第 1 条 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数			8,500戸
(2) 年間総処理水量			2,336,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量			6,400m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長	2,100m

### (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			1,410,063 千円
第 1 項 営業収益			331,613 千円
第 2 項 営業外収益			1,078,449 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			1,397,809 千円
第 1 項 営業費用			1,226,363 千円
第 2 項 営業外費用			169,816 千円
第 3 項 特別損失			630 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

### (資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 365,616 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,890 千円、過年度分損益勘定留保資金 56,139 千円、当年度分損益勘定留保資金 266,587 千円で補填するものとする。)



収 入

第1款 資 本 的 収 入	779,139 千円
第1項 企 業 債	501,400 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	31,369 千円
第7項 補 助 金	167,100 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金	79,270 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,144,755 千円
第1項 建 設 改 良 費	505,526 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	639,229 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質管理業務 湖西浄化センター	令和2年度～令和3年度	1,254 千円
白焼機リース料	令和3年度～令和6年度	1,200 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	229,200 千円	証書借入等	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	272,200 千円			
計	501,400 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

81,389千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、655,971千円である。

令和2年2月19日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 27 号

### 令和 2 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		25,900 戸
(2) 年 間 総 配 水 量		6,811,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量		18,660 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 1,775 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,236,306 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,126,091 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		110,195 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,100,657 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,035,112 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		64,515 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 460,636 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,333 千円、当年度分損益勘定留保資金 270,142 千円及び建設改良積立金 160,161 千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			6,103 千円
第2項 固定資産売却代金			10 千円
第4項 補 助 金			3,330 千円
第5項 その他資本的収入			2,763 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			466,739 千円
第1項 建設改良費			371,583 千円
第2項 企業債償還金			95,156 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 104,102 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、12,210 千円と定める。

令和2年2月19日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 議案第 28 号

### 令和 2 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	30,295人
1日平均患者数	83人
(3) 年間外来患者数	98,415人
1日平均患者数	405人
(4) 主要な建設改良事業 医療器械等購入	177,832千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			3,457,150 千円
第 1 項 医業収益			2,689,357 千円
第 2 項 医業外収益			767,760 千円
第 3 項 特別利益			33 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			3,581,863 千円
第 1 項 医業費用			3,477,904 千円
第 2 項 医業外費用			102,110 千円
第 3 項 特別損失			849 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 94,580 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		236,662 千円
第1項 企業債		177,800 千円
第2項 負担金		58,860 千円
第3項 固定資産売却代金		1 千円
第4項 寄附金		1 千円
支 出		
第1款 資本的支出		331,242 千円
第1項 建設改良費		218,518 千円
第2項 企業債償還金		112,724 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システムリース料	令和3年度～令和7年度	3,101 千円
健診システムリース料	令和3年度～令和7年度	43,326 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	177,800 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医療費用と医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,973,907千円 |
| (2) 交際費   | 720千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、612,529千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、588,884千円と定める。

令和2年2月19日提出

湖西市長 影山 剛士